

立川市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年 5 月 1 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）の公布による。

立川市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

第 1 条 立川市市税賦課徴収条例（昭和25年立川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（市民税の納税義務者等） 第 1 7 条 ……略…… 2 <u>法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設（法人税法第 2 条第 12 号の 18 に規定する恒久的施設をいう。）をもって、その事務所又は事業所とする。</u> 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。）第 47 条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第 25 条第 2 項第 1 号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定をこれに適用する。</u> （法人税割の税率） 第 2 7 条の 4 法人税割の税率は、<u>100 分の 12.1</u>とする。 （法人税割の課税の特例） 第 2 7 条の 5 の 2 資本金の額又は出資金の額が 100,000,000 円以下である法人及び第 25 条第 2 項第 1 号アからエまでに掲げる法人に対する各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額は、<u>第 27 条の 4 の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に 12.1 分の 2.4 を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。</u> 2 ……略……	（市民税の納税義務者等） 第 1 7 条 ……略…… 2 <u>外国法人</u>に対するこの節の規定の適用については、<u>その事業が行われる場所で地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。）第 46 条の 4 に規定する場所をもってその事務所又は事業所とする。</u> 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>令第 47 条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第 25 条第 2 項第 1 号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定をこれに適用する。</u> （法人税割の税率） 第 2 7 条の 4 法人税割の税率は、<u>100 分の 14.7</u>とする。 （法人税割の課税の特例） 第 2 7 条の 5 の 2 資本金の額又は出資金の額が 100,000,000 円以下である法人及び第 25 条第 2 項第 1 号アからエまでに掲げる法人に対する各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額は、<u>前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に 14.7 分の 2.4 を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。</u> 2 ……略……

(個人に対して課する市民税の法人税割の課税の特例) 第 27 条の 5 の 3 第 17 条第 1 項第 5 号の者に対して課する法人税割額は、第 27 条の 4 の規定を適用して計算した法人税割額から、当該法人税割額に <u>12.1 分の 2.4</u> を乗じて得た額を控除した金額とする。 (法人の市民税の申告納付) 第 33 条の 7 ……略…… 2 法の施行地に<u>本店若しくは主たる事務所若しくは事業所</u>を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合においては、法第 321 条の 8 第 24 項及び令第 48 条の 13 に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。 3 及び 4 ……略…… 5 法人税法第 74 条第 1 項又は第 144 条の 6 第 1 項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 75 条の 2 第 1 項 (同法第 144 条の 8 の規定において準用する場合を含む。以下この項及び第 35 条の 2 第 1 項の規定において同じ。) の規定の適用を受けているものについて、同法第 75 条の 2 第 7 項 (同法第 144 条の 8 の規定において準用する場合を含む。以下この項において同じ。) の規定の適用がある場合においては、同法第 75 条の 2 第 7 項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第 1 項の規定の適用がないものとみなして第 11 条の 2 の規定を適用することができる。 6 ……略…… (法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)	(個人に対して課する市民税の法人税割の課税の特例) 第 27 条の 5 の 3 第 17 条第 1 項第 5 号の者に対して課する法人税割額は、第 27 条の 4 の規定を適用して計算した法人税割額から、当該法人税割額に <u>14.7 分の 2.4</u> を乗じて得た額を控除した金額とする。 (法人の市民税の申告納付) 第 33 条の 7 ……略…… 2 法の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、<u>法の施行地外にその源泉がある所得について</u>、外国の法人税等を課された場合においては、法第 321 条の 8 第 24 項及び令第 48 条の 13 に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。 3 及び 4 ……略…… 5 法人税法第 74 条第 1 項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 75 条の 2 第 1 項 (同法第 145 条の規定において準用する場合を含む。以下本項及び第 35 条の 2 第 1 項の規定において同じ。) の規定の適用を受けているものについて、同法第 75 条の 2 第 7 項 <u>同法第 145 条の規定において準用する場合を含む。以下本項において同じ。</u>) の規定の適用がある場合においては、同法第 75 条の 2 第 7 項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれとあわせて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第 1 項の規定の適用がないものとみなして第 11 条の 2 の規定を適用することができる。 6 ……略…… (法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)
---	--

第 35 条の 2 法人税法第 74 条第 1 項又は第 144 条の 6 第 1 項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 75 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間で当該適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付するときは、当該税額に当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年 7.3 パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 ……略……

（固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする社会福祉事業等を経営する者がすべき申告）

第 40 条 法第 348 条第 2 項第 10 号から第 10 号の 9 までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第 1 号及び第 2 号に、家屋については第 3 号及び第 6 号に、償却資産については第 5 号及び第 6 号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該土地、家屋又は償却資産が同項第 10 号から第 10 号の 9 までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を経営する者の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

(1)～(6) ……略……

（固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告）

第 35 条の 2 法人税法第 74 条第 1 項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 75 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間で当該適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれとあわせて納付すべき均等割額を納付するときは、当該税額に当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年 7.3 パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 ……略……

（固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする社会福祉事業等を経営する者がすべき申告）

第 40 条 法第 348 条第 2 項第 10 号から第 10 号の 7 までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第 1 号及び第 2 号に、家屋については第 3 号及び第 6 号に、償却資産については第 5 号及び第 6 号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該土地、家屋又は償却資産が同項第 10 号から第 10 号の 7 までに規定する事業又は施設（以下本条において「社会福祉事業等」という。）を経営する者の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

(1)～(6) ……略……

（固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告）

第40条の4 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の9まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

(軽自動車税の課税免除)

第66条 次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。

(1) 及び(2) ……略……

(3) 軽自動車等の製造又は販売を業とする者が原動機付自転車等の車体検査等のための試運転又は回送を行うため所定の表示をして使用するもの

(軽自動車税の税率)

第67条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のものでエ以外のもの 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を

第40条の4 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の7まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

(軽自動車税の課税免除)

第66条 次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。

(1) 及び(2) ……略……

(3) 軽自動車等の製造又は販売をする者（以下「製造、販売する者」という。）が原動機付自転車等の車体検査をするため、及び原動機付自転車等の所有者又は使用者が試運転又は回送を行うため所定の表示をして使用するもの

(軽自動車税の税率)

第67条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のものでエ以外のもの 年額 1,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 1,200円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 1,600円

エ 3輪以上のもので、側面が構造上開放されていない車室を有

有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの) が 0.5 メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が 0.5 メートル以下の 3 輪のものを除く。) で、総排気量が 0.02 リットルを超えるもの又は定格出力が 0.25 キロワットを超えるもの 年額 3,700 円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

2 輪のもの (側車付のものを含む。) 年額 3,600 円

3 輪のもの 年額 3,900 円

4 輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900 円

自家用 年額 10,800 円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800 円

自家用 年額 5,000 円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2,400 円

その他のもの 年額 5,900 円

(3) 2 輪の小型自動車 年額 6,000 円

(軽自動車税の減免)

第 7 3 条

……略……

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を

し、かつ、最大の輪距が 0.5 メートルを超え、かつ、総排気量が 0.02 リットルを超えるもの又は定格出力が 0.25 キロワットを超えるもの 年額 2,500 円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

2 輪のもの (側車付のものを含む。) 年額 2,400 円

3 輪のもの 年額 3,100 円

4 輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 5,500 円

自家用 年額 7,200 円

貨物用のもの

営業用 年額 3,000 円

自家用 年額 4,000 円

専ら雪上を走行するもの 年額 2,400 円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 1,600 円

その他のもの 年額 4,700 円

(3) 2 輪の小型自動車 年額 4,000 円

(軽自動車税の減免)

第 7 3 条

……略……

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を

証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。 (1)～(8) ……略…… (9) <u>その他市長が必要と認める事項</u> 3 ……略…… (身体障害者等に対する軽自動車税の減免) 第73条の2 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。 (1) 身体若しくは精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者等」という。）又は当該者と生計を一にする者（以下<u>この条</u>において「生計を一にする者」という。）が所有する軽自動車等で身体障害者等若しくは当該者のために生計を一にする者又は身体障害者等のみで構成される世帯の当該者のために常時介護する者が運転するものであって1台に限り必要と認めるもの (2) ……略…… 2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに市長に対して、身体障害者福祉法第15条第4項の規定により交付された身体障害者手帳、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条第1項若しくは第2項の規定により交付された戦傷病者手帳、<u>知的障害者</u>であって知的発達の遅滞の程度が中度以上であることを証明する書類又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された運転免許証を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 (1) <u>前条第2項各号</u>に掲げる事項	証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。 (1)～(8) ……略…… 3 ……略…… (身体障害者等に対する軽自動車税の減免) 第73条の2 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。 (1) 身体若しくは精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者等」という。）又は当該者と生計を一にする者（以下<u>本条</u>において「生計を一にする者」という。）が所有する軽自動車等で身体障害者等若しくは当該者のために生計を一にする者又は身体障害者等のみで構成される世帯の当該者のために常時介護する者が運転するものであって1台に限り必要と認めるもの (2) ……略…… 2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに市長に対して、身体障害者福祉法第15条第4項の規定により交付された身体障害者手帳、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条第1項若しくは第2項の規定により交付された戦傷病者手帳<u>又は知的障害者</u>であって知的発達の遅滞の程度が中度以上であることを証明する書類又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された運転免許証を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 (1) <u>第70条第3項各号</u>に掲げる事項
--	---

(2)～(6)

……略……

3 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに市長に対して、その軽自動車等を提示し、又は市長が当該軽自動車等の提示に代わると認める書類を提出するとともに前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4

……略……

5 軽自動車税の納税者が前年度において第1項の規定により減免を受けた場合で、当該年度の賦課期日において、第2項各号に掲げる事項に異動がないと市長が認めるときは、当該年度の納期限前7日までに第2項又は第3項の申請書が提出されたものとみなして、第1項の規定を適用する。

(原動機付自転車等の標識の交付等)

第74条 新たに原動機付自転車等に係る軽自動車等の所有者等となった者は、市長に対して第70条第1項に規定する申告書を提出する際、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車等を提示し、又は市長が当該原動機付自転車等の提示に代わると認める書類を提出して、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

2 法第443条若しくは第65条の2又は第65条第3項ただし書の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車等の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けな

(2)～(6)

……略……

3 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに市長に対して、その軽自動車等を提示し、又は市長が当該軽自動車等の提示に代わると認める書類を提出するとともに第73条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4

……略……

5 軽自動車税の納税者が前年度において第1項の規定により減免を受けた場合で、当該年度の賦課期日において、第2項各号に掲げる事項又は第3項に規定する第70条第3項各号に掲げる事項及び当該軽自動車等の種別に異動がないと市長が認めるときは、当該年度の納期限前7日までに第2項又は第3項の申請書が提出されたものとみなして、第1項の規定を適用する。

(原動機付自転車等の標識の交付等)

第74条 新たに原動機付自転車等に係る軽自動車等の所有者等となった者は、市長に対して第70条第1項に規定する申告書を提出する際当該原動機付自転車等を提示し、又は市長が当該原動機付自転車等の提示に代わると認める書類を提出して、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

なければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車等が法第 443 条若しくは第 65 条の 2 又は第 65 条第 3 項ただし書の規定によつて軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車等の所有車又は使用者についても、また同様とする。

3 市長は、前 2 項の規定により標識を交付する場合においては、その標識に表示する標識番号を指定するとともに、あわせて、その旨を記載した証明書を交付するものとする。

4 第 1 項及び第 2 項の標識のひな型並びに前項の証明書の様式は、それぞれ市長が定めるところによる。

5 第 1 項又は第 2 項の規定により交付を受けた標識は、次項の規定により返納するまでの間は、市長の指示に従い、これを当該原動機付自転車等の車体の見易い箇所に常に取り付けていなければならない。

6 第 1 項の標識及び第 3 項の証明書の交付を受けた後において当該原動機付自転車等に係る軽自動車等の所有者等でなくなった者は、市長に対し、第 70 条第 3 項の申告書を提出する際、当該申告書に添付して、その標識及び証明書を返納しなければならない。

7 第 2 項の標識及び第 3 項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車等の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車等を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車等に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から 15 日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8 第 1 項又は第 2 項の標識の交付を受けた者は、その標識を損傷し、若しくは亡失し、又は滅失したときは、直ちに、その旨を市長に届け出て、その再交付を受けなければならない。この場合において、当該標識の損傷又は亡失がその者の故意又は過失によるときは、弁償金と

2 市長は、前項の規定により標識を交付する場合においては、その標識に表示する標識番号を指定するとともに、あわせて、その旨を記載した証明書を交付するものとする。

3 第 1 項の標識のひな型及び前項の証明書の様式は、それぞれ市長が定めるところによる。

4 第 1 項の規定により交付を受けた標識は、次項の規定により返納するまでの間は、市長の指示に従い、これを当該原動機付自転車等の車体の見易い箇所に常に取り付けていなければならない。

5 第 1 項の標識及び第 2 項の証明書の交付を受けた後において当該原動機付自転車等に係る軽自動車等の所有者等でなくなった者は、市長に対し、第 70 条第 3 項の申告書を提出する際、当該申告書に添付して、その標識及び証明書を返納しなければならない。

6 第 1 項の標識の交付を受けた者は、その標識を損傷し、若しくは亡失し、又は滅失したときは、直ちに、その旨を市長に届け出て、その再交付を受けなければならない。この場合において、当該標識の損傷又は亡失がその者の故意又は過失によるときは、弁償金として 200 円

して 200 円を納めなければならない。

9 第 1 項又は第 2 項の標識は、譲渡し、貸し付け、又は不正使用してはならない。

第 7 4 条の 2 削除

(原動機付自転車等の試乗標識の交付等)

第 7 4 条の 3 軽自動車等の製造又は販売を業とする者が原動機付自転車等の車体検査等のための試運転又は回送を行うために必要がある場合においては、試乗標識（以下この条において「試乗標識」という。）の交付を市長に申請することができる。

を納めなければならない。

7 第 1 項の標識は、譲渡し、貸し付け、又は不正使用してはならない。

(非課税の原動機付自転車等の標識の交付等)

第 7 4 条の 2 法第 443 条第 1 項又は第 65 条第 3 項ただし書の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車等の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から 15 日以内に市長に対し、原動機付自転車等非課税標識交付申請書を提出して、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車等が法第 443 条又は第 65 条第 3 項ただし書の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車等の所有者又は使用者についても、また同様とする。

2 前項の標識及び前条第 2 項の規定の例によって、証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車等の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車等を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車等に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から 15 日以内に市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

3 前条第 2 項から第 4 項まで、第 6 項及び第 7 項の規定は、本条において準用する。

(原動機付自転車等の試乗標識の交付等)

第 7 4 条の 3 軽自動車等の製造又は販売をする者が原動機付自転車等の車体検査をするため、試乗標識（以下本条において「標識」という。）の交付を、及び原動機付自転車等の所有者又は使用者が原動機付自転車等の試運転又は回送を行うため必要がある場合においては、

2 前項の規定により標識の交付を受ける者は、試乗標識交付申請書に軽自動車等の製造又は販売を業とする者であることを証明する書類を添えて提出し、その車体に取り付けるべき標識及び証明書の交付を受けなければならない。

3 前項の規定により交付した標識の有効期間は、当該標識を交付した日から2年とし、次の各号の一に該当する場合においては、直ちに当該標識及び証明書を返納しなければならない。

(1) 有効期間を経過したとき。

(2) 製造又は販売を業とする者が営業を廃止したとき又は営業所若しくは事業所を他の市町村に移したとき。

4 第74条第3項から第5項まで、第8項及び第9項の規定は、本条において準用する。

附 則

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第5条の2の3 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公

標識の貸与を市長に申請することができる。この場合において、標識の交付を受ける者は、軽自動車税の納税義務者でなければならない。

2 前項の規定により標識の交付又は貸与を受ける者は試乗標識交付申請書を、当該申請者が製造又は販売をする者であるときはこれを証明する書類を提出し、かつ、当該原動機付自転車等を提示して、その車体に取り付けるべき標識の交付又は貸与を受けなければならない。

3 前項の規定により交付した標識の有効期間は、当該標識を交付した日から2年及び同項の規定により貸与した標識の貸与期間は、当該標識を貸与した日から10日とし、次の各号の一に該当する場合においては、直ちに当該標識を返納しなければならない。

(1) 有効期間又は貸与期間を経過したとき。

(2) 製造又は販売をする者が営業を廃止したとき又は営業所若しくは事業所を他の市町村に移したとき。

(3) 製造又は販売をする者が軽自動車税の納税義務者でなくなったとき。

(4) 原動機付自転車等の所有者又は使用者が原動機付自転車等の試運転又は回送の目的を達したとき。

4 第74条第2項から第4項まで、第6項及び第7項の規定は、本条において準用する。

附 則

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第5条の2の3 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項までの規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみな

益法人等（同条第 6 項から第 11 項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第 3 項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第 3 条の 2 の 3 で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第 40 条第 6 項から第 11 項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

第 6 条 削除

される法人を含む。）を同法第 40 条第 3 項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第 3 条の 2 の 3 で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第 40 条第 6 項から第 10 項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

第 5 条の 3 の 2 から第 5 条の 3 の 4 まで 削除

（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

第 6 条 所得割の納税義務者の平成 17 年度以後の各年度分の市民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第 4 条第 1 項第 1 号に規定する居住用財産の譲渡損失の金額（以下第 3 項までにおいて「居住用財産の譲渡損失の金額」という。）がある場合には、当該居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第 34 条第 4 項後段及び第 6 項第 2 号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前 3 年内の年において生じた当該居住用財産の譲渡損失の金額以外の居住用財産の譲渡損失の金額につき本項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

2 前項の規定は、当該居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第 29 条の 2 第 1 項又は第 4 項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 29 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

3 所得割の納税義務者の前年前 3 年内の年に生じた法附則第 4 条第 1

項第 2 号に規定する通算後譲渡損失の金額（本項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。）は、当該納税義務者が前年 12 月 31 日において当該通算後譲渡損失の金額に係る租税特別措置法第 41 条の 5 第 7 項第 1 号に規定する買換資産に係る同項第 4 号に規定する住宅借入金等の金額を有する場合において、居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について前項の申告書を提出した場合であって、その後の年度分の市民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第 29 条の 2 第 1 項又は第 4 項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 5 項第 1 号の規定により読み替えて適用される同条第 5 項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出しているときに限り、法附則第 34 条第 4 項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の市民税に係る附則第 17 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第 18 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が 30,000,000 円を超える年度分の市民税の所得割については、この限りでない。

4 附則第 16 条の 4 第 1 項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第 16 条の 4 第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第 16 条の 4 第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）」とし、附則第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項、第 19

条第 1 項又は第 20 条の 2 第 1 項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第 17 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第 18 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第 19 条第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第 20 条の 2 第 1 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。）」とする。

5 第 3 項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。

(1) 第 29 条の 2 第 5 項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第 6 条第 3 項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「同項に規定する申告書」とあるのは「第 1 項に規定する申告書又は同条第 3 項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第 5 号の 4 様式（別表）による申告書」とする。

(2) 第 29 条の 3 の規定の適用については、同条第 1 項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第 41 条の 5 第 12 項第 3 号の規定により読み替えて適用される所得税法第 123 条第 1 項の規定による申告書を含む。）」と、「又は第 3 項から第 5 項まで」とあるのは「、第 3 項若しくは第 4 項又は附則第 6 条第 5 項第 1 号の規定により読み替えて適用される前条第 5 項」と、同条第 2 項中「又は第 3 項から第 5 項まで」とあるのは「、第 3 項若しくは第 4 項又は附則第 6 条第 5 項第 1 号の規定により読み替えて適用される前条第 5 項」とする。

（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

第 6 条の 2 所得割の納税義務者の平成 17 年度以後の各年度分の市民税

に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条の2第1項第1号に規定する特定居住用財産の譲渡損失の金額（以下第3項までにおいて「特定居住用財産の譲渡損失の金額」という。）がある場合には、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該特定居住用財産の譲渡損失の金額以外の特定居住用財産の譲渡損失の金額につき本項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

2 前項の規定は、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第29条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

3 所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附則第4条の2第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額（本項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下本項において「通算後譲渡損失の金額」という。）は、特定居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について前項の申告書を提出した場合であって、その後の年度分の市民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第29条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第5項第1号の規定により読み替えて適用される同条第5項の規

定による申告書を含む。以下本項において同じ。)を提出しているときに限り、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の市民税に係る附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が30,000,000円を超える年度分の市民税の所得割については、この限りでない。

4 附則第16条の4第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）」とし、附則第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項又は第20条の2第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。）」とする。

5 第3項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。

(1) 第29条の2第5項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第6条の2第3項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「同項に

規定する申告書」とあるのは「第 1 項に規定する申告書又は同条第 3 項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第 5 号の 4 様式（別表）による申告書」とする。

(2) 第 29 条の 3 の規定の適用については、同条第 1 項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第 41 条の 5 の 2 第 12 項第 3 号の規定により読み替えて適用される所得税法第 123 条第 1 項の規定による申告書を含む。）」と、「又は第 3 項から第 5 項まで」とあるのは「、第 3 項若しくは第 4 項又は附則第 6 条の 2 第 5 項第 1 号の規定により読み替えて適用される前条第 5 項」と、同条第 2 項中「又は第 3 項から第 5 項まで」とあるのは「、第 3 項若しくは第 4 項又は附則第 6 条の 2 第 5 項第 1 号の規定により読み替えて適用される前条第 5 項」とする。

（阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例）

第 6 条の 3 所得割の納税義務者の選択により、法附則第 4 条の 3 第 4 項に規定する阪神・淡路大震災により受けた損失の金額については、平成 6 年において生じた法第 314 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる損失の金額として、本条例の規定を適用することができる。この場合において、第 27 条の 2 の規定により控除された金額に係る当該阪神・淡路大震災により受けた損失の金額は、その者の平成 8 年度以後の各年度分の個人の市民税に係る本条例の規定の適用については、平成 7 年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第 27 条の 2 の規定により控除された金額に係る阪神・淡路大震災により受けた損失の金額のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第 48 条の 6 第 1 項に規定する親族に係る前項に規定する損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該親族の平成 8 年度以後の各年度分の個人の市民税に係る本条

例の規定の適用については、平成 7 年において生じなかったものとみなす。

3 第 1 項の規定は、平成 7 年度分の第 29 条の 2 第 1 項又は第 4 項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 29 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書を含む。）に第 1 項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第 8 条 昭和 57 年度から平成 27 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 6 条第 4 項に規定する場合において、第 29 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 29 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第 25 条第 1 項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 及び 3 ……略……

（法附則第 15 条第 2 項第 6 号等に規定する条例で定める割合）

第 10 条の 2 法附則第 15 条第 2 項第 6 号に規定する条例で定める割合は、100 分の 75 とする。

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第 8 条 昭和 57 年度から平成 30 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 6 条第 4 項に規定する場合において、第 29 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 29 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第 25 条第 1 項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 及び 3 ……略……

（法附則第 15 条第 2 項第 1 号等に規定する条例で定める割合）

第 10 条の 2 法附則第 15 条第 2 項第 1 号に規定する条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

2 法附則第 15 条第 2 項第 2 号に規定する条例で定める割合は、100 分の 50 とする。

3 法附則第 15 条第 2 項第 3 号に規定する条例で定める割合は、100 分の 50 とする。

4 法附則第 15 条第 2 項第 6 号に規定する条例で定める割合は、100 分の 75 とする。

5 法附則第 15 条第 8 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

6 法附則第 15 条第 34 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

7 法附則第 15 条第 37 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

8 法附則第 15 条第 38 項に規定する条例で定める割合は、100 分の 75 とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 10 条の 3 ……略……

2 ～ 9 ……略……

10 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 11 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 24 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

2 法附則第 15 条第 9 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

3 法附則第 15 条第 37 項に規定する条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 10 条の 3 ……略……

2 ～ 9 ……略……

- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 施行規則附則第 7 条第 11 項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 当該改修が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかった理由
(軽自動車税の税率の特例)

第 1 6 条 法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第 67 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 67 条第 2 号ア	<u>3,900 円</u>	<u>4,600 円</u>
	<u>6,900 円</u>	<u>8,200 円</u>
	<u>10,800 円</u>	<u>12,900 円</u>
	<u>3,800 円</u>	<u>4,500 円</u>
	<u>5,000 円</u>	<u>6,000 円</u>

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第 1 7 条の 2 昭和 63 年度から平成 29 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する土地等(以下「土地等」という。)の同項に規定する譲渡(以下この条において「譲渡」という。)をした場合において当該譲渡が法附則第 34 条の 2 第 4 項に規定する優良住宅地等のための譲渡(以下「優良住宅地等

第 1 6 条 削除

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第 1 7 条の 2 昭和 63 年度から平成 26 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する土地等(以下「土地等」という。)の同項に規定する譲渡(以下本条において「譲渡」という。)をした場合において当該譲渡が法附則第 34 条の 2 第 4 項に規定する優良住宅地等のための譲渡(以下「優良住宅地等

等のための譲渡」という。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) 課税長期譲渡所得金額が20,000,000円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額

(2) 課税長期譲渡所得金額が20,000,000円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

ア及びイ ……略……

2 前項の規定は、昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡(以下「確定優良住宅地等予定地のための譲渡」という。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 ……略……

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第26条の2第1項及び第2項並びに第27条の3の規定にかかわらず、他の所得と区

のための譲渡」という。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下本条において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) 課税長期譲渡所得金額が20,000,000円以下である場合、当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額

(2) 課税長期譲渡所得金額が20,000,000円を超える場合、次に掲げる金額の合計額

ア及びイ ……略……

2 前項の規定は、昭和63年度から平成26年度までの各年度分の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡(以下「確定優良住宅地等予定地のための譲渡」という。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 ……略……

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第26条の2及び第27条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該

分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第 18 条第 5 項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（一般株式等に係る譲渡所得等の金額（次項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 27 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の 100 分の 3 に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 ……略……

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第 19 条の 2 ……略……

2 前条第 2 項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第 2 項中「附則第 19 条第 1 項」とあるのは「附則第 19 条の 2 第 1 項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「第 37 条の 10 第 1 項」とあるのは「第 37 条の 11 第 1 項」と読み替えるものとする。

（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例）

第 19 条の 3 ……略……

2 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第 18 条の 6 の 2 第 2 項で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第 37 条の 14 第 4 項第 1 号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しが

一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第 18 条第 5 項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（一般株式等に係る譲渡所得等の金額（次項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 27 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の 100 分の 3 に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 ……略……

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第 19 条の 2 ……略……

2 前条第 2 項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第 2 項中「附則第 19 条第 1 項」とあるのは「附則第 19 条の 2 第 1 項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第 37 条の 11 第 6 項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例）

第 19 条の 3 ……略……

2 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第 18 条の 6 の 2 第 2 項で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第 37 条の 14 第 4 項第 1 号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しが

あった非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項及び附則第19条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

（旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告）

第21条 第39条の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第39条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。

第21条の2 法附則第41条第9項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に

あった非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等の取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び附則第19条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

（旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告）

第21条 平成21年度分から平成25年度分までの固定資産税に係る第39条の規定の適用については、同条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは「公益社団法人若しくは公益財団法人（法附則第41条第3項の規定により公益社団法人又は公益財団法人とみなされる法人を含む。）」とする。

2 第39条の規定は、法附則第41条第11項第1号から第5号までに掲げる固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者について準用する。この場合において、第39条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは「法附則第41条第1項に規定する移行一般社団法人等」と読み替えるものとする。

第21条の2 法附則第41条第15項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長

提出しなければならない。

- (1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第 41 条第 9 項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類
- (2) 次に掲げる事項を記載した書類
 - ア 法附則第 41 条第 9 項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
 - イ 法附則第 41 条第 9 項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
 - ウ 法附則第 41 条第 9 項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
- (3)～(5) ……略……

に提出しなければならない。

- (1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第 41 条第 15 項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類
- (2) 次に掲げる事項を記載した書類
 - ア 法附則第 41 条第 15 項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
 - イ 法附則第 41 条第 15 項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
 - ウ 法附則第 41 条第 15 項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
- (3)～(5) ……略……

（東日本大震災に係る雑損控除額等の特例）

第 22 条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第 42 条第 3 項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第 3 項に規定する災害関連支出がある場合には、第 3 項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、平成 22 年において生じた法第 314 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第 27 条の 2 の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の平成 24 年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第 27 条の 2 の規定により控除された金額

に係る損失対象金額のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第 48 条の 6 第 1 項に規定する親族の有する法附則第 42 条第 3 項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成 24 年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

3 第 1 項の規定は、平成 23 年度分の第 29 条の 2 第 1 項又は第 4 項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 29 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。）に第 1 項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例）

第 22 条の 2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。）第 11 条の 6 第 1 項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同条第 1 項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）の譲渡（震災特例法

第 11 条の 4 第 6 項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第 17 条、附則第 17 条の 2、附則第 17 条の 4 又は附則第 18 条の規定を適用する。

<u>附則第 17 条 第 1 項</u>	<u>第 35 条第 1 項</u>	<u>第 35 条第 1 項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。）</u>
	<u>同法第 31 条第 1 項</u>	<u>租税特別措置法第 31 条第 1 項</u>
<u>附則第 17 条 の 2 第 3 項</u>	<u>第 35 条の 2 ま で、第 36 条の 2、第 36 条の 5</u>	<u>第 34 条の 3 まで、第 35 条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。）、第 35 条の 2、第 36 条の 2 若しくは第 36 条の 5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。）</u>
<u>附則第 17 条 の 4 第 1 項</u>	<u>租税特別措置法 第 31 条の 3 第 1 項</u>	<u>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定によ</u>

		り適用される租税特別措置法第 31 条の 3 第 1 項
<u>附則第 18 条 第 1 項</u>	<u>第 35 条第 1 項</u>	<u>第 35 条第 1 項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。）</u>
	<u>同法第 32 条第 1 項</u>	<u>租税特別措置法第 32 条第 1 項</u>

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第 11 条の 6 第 2 項に規定する相続人を言う。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第 2 項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第 27 条の 2 第 4 項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第 17 条、附則第 17 条の 2、附則第

17 条の 4 又は附則第 18 条の規定を適用する。

3 前 2 項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年度分の 29 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 29 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。）に、これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）

第 2 3 条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第 13 条第 1 項の規定の適用を受けた場合における附則第 7 条の 3 及び附則第 7 条の 3 の 2 の規定の適用については、附則第 7 条の 3 第 1 項中「租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）第 13 条第 1 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第 41 条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第 41 条の 2 の 2」と、「法附則第 5 条の 4 第 6 項」とあるのは「法附則第 45 条第 4 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 4 第 6 項」と、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 13 条第 1 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第 41 条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第 41 条の 2 の 2」と、「法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項（同条第 9 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とあるのは「法附則第 45 条第 4 項の規定により読み替えて適用される

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等) <u>第 2 2 条</u> 法附則第 56 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日（第 37 条第 5 項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第 1 項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第 56 条第 6 項（同条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第 1 項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1 月 31 日）までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が令附則第 33 条第 1 項第 3 号から第 5 号まで又は第 3 項第 3 号から第 5 号	<u>法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項」と、同条第 2 項第 2 号中「租税特別措置法第 41 条の 2 の 2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 13 条第 1 項の規定により適用される租税特別措置法第 41 条の 2 の 2」とする。</u> <u>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第 13 条第 3 項若しくは第 4 項又は第 13 条の 2 第 1 項から第 6 項までの規定の適用を受けた場合における附則第 7 条の 3 及び第 7 条の 3 の 2 の規定の適用については、附則第 7 条の 3 第 1 項中「法附則第 5 条の 4 第 6 項」とあるのは「法附則第 45 条第 5 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 4 第 6 項」と、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項（同条第 9 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とあるのは「法附則第 45 条第 5 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項（法附則第 45 条第 6 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。</u> (東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等) <u>第 2 4 条</u> 法附則第 56 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日（第 37 条第 5 項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第 1 項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第 56 条第 6 項（同条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第 1 項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1 月 31 日）までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が令附則第 33 条第 1 項第 3 号から第 5 号まで又は第 3 項第 3 号から第 5 号
---	--

までに掲げる者である場合にあっては、同条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 3 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる者との関係 (2) 法附則第 56 条第 1 項に規定する被災住宅用地の上に平成 23 年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号 (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第 56 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合及び同条第 6 項（同条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第 349 条の 3 の 2 第 1 項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由 (4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項 2 法附則第 56 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成 24 年度から平成 33 年度までの各年度分の固定資産税については、第 56 条の 2 の規定は適用しない。 3 法附則第 56 条第 4 項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額のおん分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年 1 月 31 日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所及び氏名 (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途 (3) 特定被災共用土地に係る法附則第 56 条第 3 項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途 (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合	までに掲げる者である場合にあっては、同条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 3 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる者との関係 (2) 法附則第 56 条第 1 項に規定する被災住宅用地の上に平成 23 年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号 (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第 56 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合及び同条第 6 項（同条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第 349 条の 3 の 2 第 1 項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由 (4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項 2 法附則第 56 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成 24 年度から平成 33 年度までの各年度分の固定資産税については、第 56 条の 2 の規定は適用しない。 3 法附則第 56 条第 4 項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額のおん分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年 1 月 31 日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所及び氏名 (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途 (3) 特定被災共用土地に係る法附則第 56 条第 3 項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途 (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
---	---

(5) 法附則第 56 条第 3 項の規定によりあん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法 4 法附則第 56 条第 9 項の規定により特定被災共用土地とみなされた仮換地等（以下この項において「仮換地等」という。）に係る固定資産税額のおん分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。 （個人の市民税の税率の特例等） <u>第 2 3 条</u> 平成 26 年度から平成 35 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第 25 条第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する額に 500 円を加算した額とする。 2 前項の規定の適用がある場合における第 26 条の規定の適用については、「前条第 1 項の額」とあるのは、「前条第 1 項の額に 500 円を加算した額」とする。	(5) 法附則第 56 条第 3 項の規定によりあん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法 4 法附則第 56 条第 9 項の規定により特定被災共用土地とみなされた仮換地等（以下この項において「仮換地等」という。）に係る固定資産税額のおん分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。 （個人の市民税の税率の特例等） <u>第 2 5 条</u> 平成 26 年度から平成 35 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第 25 条第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する額に 500 円を加算した額とする。 2 前項の規定の適用がある場合における第 26 条の規定の適用については、「前条第 1 項の額」とあるのは、「前条第 1 項の額に 500 円を加算した額」とする。
--	--

第 2 条 立川市市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
附 則 第 2 1 条の 2 <u>法附則第 41 条第 8 項各号</u>に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。 (1) 当該固定資産を事業の用に供する者が<u>法附則第 41 条第 8 項</u>に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般	附 則 第 2 1 条の 2 <u>法附則第 41 条第 9 項各号</u>に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。 (1) 当該固定資産を事業の用に供する者が<u>法附則第 41 条第 9 項</u>に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般

社団法人等」という。)に該当することを明らかにする書類 (2) 次に掲げる事項を記載した書類 ア 法附則第 41 条第 8 項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途 イ 法附則第 41 条第 8 項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途 ウ 法附則第 41 条第 8 項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途 (3)～(5) ……略……	社団法人等」という。)に該当することを明らかにする書類 (2) 次に掲げる事項を記載した書類 ア 法附則第 41 条第 9 項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途 イ 法附則第 41 条第 9 項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途 ウ 法附則第 41 条第 9 項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途 (3)～(5) ……略……
--	--

第 3 条 立川市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成25年立川市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
附 則 （居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除） 第 6 条 ……略…… 2 及び 3 ……略…… 4 附則第 16 条の 4 第 1 項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第 16 条の 4 第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第 16 条の 4 第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）」とし、附則第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項又は第 20 条の 2 第 1 項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第 17 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第	附 則 （居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除） 第 6 条 ……略…… 2 及び 3 ……略…… 4 附則第 16 条の 4 第 1 項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第 16 条の 4 第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第 16 条の 4 第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）」とし、附則第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項、<u>第 19 条の 2 第 1 項</u>又は<u>第 20 条第 1 項</u>の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第 17 条第 1 項に規定する長期譲渡所

18 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第 19 条第 1 項に規定する<u>株式等</u>に係る譲渡所得等の金額又は<u>附則第 20 条の 2 第 1 項</u>に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。）」とする。	得の金額、附則第 18 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第 19 条第 1 項に規定する<u>一般株式等</u>に係る譲渡所得等の金額、<u>附則第 19 条の 2 第 1 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額</u>又は<u>附則第 20 条第 1 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額</u>を有する場合には、これらの金額を含む。）」とする。
5 …………略………… (特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)	5 …………略………… (特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)
第 6 条の 2 …………略…………	第 6 条の 2 …………略…………
2 及び 3 …………略…………	2 及び 3 …………略…………
4 附則第 16 条の 4 第 1 項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第 16 条の 4 第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第 16 条の 4 第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）」とし、附則第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項又は<u>第 20 条の 2 第 1 項</u>の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第 17 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第 18 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第 19 条第 1 項に規定する<u>株式等</u>に係る譲渡所得等の金額又は<u>附則第 20 条の 2 第 1 項</u>に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。）」とする。	4 附則第 16 条の 4 第 1 項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第 16 条の 4 第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第 16 条の 4 第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）」とし、附則第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項、<u>第 19 条の 2 第 1 項</u>又は<u>第 20 条第 1 項</u>の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第 17 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第 18 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第 19 条第 1 項に規定する<u>一般株式等</u>に係る譲渡所得等の金額、<u>附則第 19 条の 2 第 1 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額</u>又は<u>附則第 20 条第 1 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額</u>を有する場合には、これらの金額を含む。）」とする。
5 …………略………… 附 則 (施行期日)	5 …………略………… 附 則 (施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条及び第2条中立川市市税賦課徴収条例附則第20条の4第5項（「利子所得の金額又は」を加える部分に限る。）の改正規定並びに次条第1項の規定 平成28年1月1日

(2) 第2条中立川市市税賦課徴収条例第33条の6の2第1項及び第33条の6の5第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成28年10月1日

(3) 第2条中立川市市税賦課徴収条例附則第7条の4、第16条の3、第19条及び第19条の2の改正規定、同条例附則第19条の3から第20条までを削る改正規定、同条例附則第20条の2第2項の改正規定、同条を同条例附則第20条とする改正規定、同条例附則第20条の3を削る改正規定、同条例附則第20条の4第2項、第5項（「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。）及び第6項の改正規定、同条を同条例附則第20条の2とする改正規定並びに同条例附則第20条の5を削る改正規定並びに次条第3項の規定 平成29年1月1日

（経過措置）

第2条 平成28年1月1日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の12第7項に規定する割引債（同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。）について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。

2及び3

……略……

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条及び次条第1項の規定 平成28年1月1日

(2) 第2条中立川市市税賦課徴収条例第33条の6の2第1項及び第33条の6の5第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成28年10月1日

(3) 第2条中立川市市税賦課徴収条例附則第6条第4項、第6条の2第4項、第7条の4、第16条の3、第19条及び第19条の2の改正規定、同条例附則第19条の3から第20条までを削る改正規定、同条例附則第20条の2第2項の改正規定、同条を同条例附則第20条とする改正規定、同条例附則第20条の3を削る改正規定、同条例附則第20条の4第2項、第5項及び第6項の改正規定、同条を同条例附則第20条の2とする改正規定並びに同条例附則第20条の5を削る改正規定並びに次条第3項の規定 平成29年1月1日

（経過措置）

第2条 平成28年1月1日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の12第7項に規定する割引債（同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。）について支払をうけるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。

2及び3

……略……

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中立川市市税賦課徴収条例第27条の4、第27条の5の2及び第27条の5の3の改正規定並びに次条第7項の規定 平成26年10月1日
- (2) 第1条中立川市市税賦課徴収条例附則第5条の2の3及び第19条の3第2項の改正規定、第22条から第23条までを削る改正規定並びに附則第24条を附則第22条とし、附則第25条を附則第23条とする改正規定並びに次条第2項及び第3項の規定 平成27年1月1日
- (3) 第1条中立川市市税賦課徴収条例第67条の改正規定並びに附則第4条及び第6条（第1条の規定による改正後の立川市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）附則第16条に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日
- (4) 第2条の規定 平成28年1月1日
- (5) 第1条中立川市市税賦課徴収条例第17条、第33条の7、第35条の2第1項及び附則第16条の改正規定並びに次条第6項、附則第5条及び第6条（新条例附則第16条に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日
- (6) 第1条中立川市市税賦課徴収条例附則第19条第1項及び第19条の2第2項の改正規定 平成29年1月1日
- (7) 第1条中立川市市税賦課徴収条例第40条及び第40条の4の改正規定 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第5条の2の3の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第19条の3第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 4 新条例附則第19条第1項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 5 新条例附則第19条の2第2項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 6 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

7 新条例第27条の4、第27条の5の2及び第27条の5の3の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第1項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第2項第1号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第10条の2第2項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第2号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第10条の2第3項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第3号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第37項に規定する設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 新条例附則第10条の2第8項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

7 新条例附則第10条の3第10項の規定は、平成26年4月1日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第67条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第5条 新条例附則第16条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第16条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

第 6 条 平成27年 3 月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第67条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第67条第 2 号ア	3, 900円	3, 100円
	6, 900円	5, 500円
	10, 800円	7, 200円
	3, 800円	3, 000円
	5, 000円	4, 000円
新条例附則第16条の表以外の部分	第67条	立川市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成26年立川市条例第 号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第67条
新条例附則第16条の表第67条第 2 号アの項	第67条第 2 号ア	平成26年改正条例附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第67条第 2 号ア
	3, 900円	3, 100円
	6, 900円	5, 500円
	10, 800円	7, 200円
	3, 800円	3, 000円
	5, 000円	4, 000円